

指定訪問介護サービス事業所「まごころ」契約書

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護サービスを提供します。
- 2 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し別紙重要事項・サービス内容説明書の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

- 第2条 契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の10日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新されるものとします。

(訪問介護計画作成・変更の援助)

- 第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助をします。
- 3 事業者が提供する訪問介護サービスの内容、介護保険適用の有無、及び利用料については、別紙重要事項・サービス内容の説明書のとおりです。

(利用者の解除権)

- 第4条 利用者は事業者に対し、契約の解除を申し入れることができます。
- この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解除権)

- 第5条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この訪問介護サービス利用契約の目的を達する事が著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、契約を解除します。
- 2 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがない時は、この契約を解除する旨の催告をすることができます。催告したにもかかわらず期間内に滞納額の支払いがなかった時は、文書をもってこの契約は解除されます。

3 事業者は、この契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取るなどの対応をします。

(契約の終了)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設へ入所したとき
- (2) 利用者の要介護状態区分が、自立とされたとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者から解約の意思表示がなされたとき
- (5) 事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (6) 事業者が事業所を閉鎖したとき

(損害賠償)

第7条 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額する事が出来ます。

(秘密保持)

第8条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように、必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

第9条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(契約外条約)

第10条 契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

本契約2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

サービス利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()

電話 _____

事業者

住 所 常陸太田市稲木町33番地

事業所名 指定訪問介護事業所 『まごころ』 ㊞

代表者名 会長 石川 八千代

電話番号 0294-80-7000

茨城県知事指定第 0871200077

介護保険法に基づく 第1号訪問事業（介護予防型訪問サービス）契約書

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等法令に従い、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、第1号訪問事業を提供します。

2 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し別紙重要事項・サービス内容説明書の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

第2条 事業対象者を除く契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間

満了日までとします。

2 契約期間満了の10日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新されるものとします。

（介護予防型訪問サービス計画等作成・変更の援助）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、介護予防訪問介護計画等を作成します。

2 事業者は、利用者が介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助をします。

3 事業者が提供する介護予防型訪問サービスの内容、介護保険適用の有無、及び利用料については、別紙重要事項・サービス内容の説明書のとおりです。

（利用者の解除権）

第4条 利用者は事業者に対し、契約の解除を申し入れることができます。

この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

（事業者の解除権）

第5条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この介護予防型訪問サービス利用契約の目的を達する事が著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、契約を解除します。

2 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、

期間内に滞納額の全額の支払いがない時は、この契約を解除する旨の催告をすることができます。催告したにもかかわらず期間内に滞納額の支払いがなかった時は、文書をもってこの契約は解除されます。

- 3 事業者は、この契約を解除する場合には、担当の地域包括支援センター又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取るなどの対応をします。

(契約の終了)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設へ入所したとき
- (2) 利用者の要介護状態区分が、自立とされたとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者から解約の意思表示がなされたとき
- (5) 事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (6) 事業者が事業所を閉鎖したとき

(損害賠償)

第7条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額する事が出来ます。

(秘密保持)

第8条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

第9条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(契約外条約)

第10条 契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

本契約2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

サービス利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()

電話 _____

事業者

住 所 常陸太田市稲木町33番地

事業所名 指定訪問介護事業所 『まごころ』 ㊞

代表者名 会長 石川 八千代

電話番号 0294-80-7000

第 0871200077号